

(原審 東京高等裁判 令和5年(行コ)第56号環境影響評価書確定通知取消請求
控訴事件)

令和6年(行サ)第36号

上告人 鈴木陸郎 他43名

被上告人 国

2024年(令和6年)4月30日

最高裁判所 御中

上 告 理 由 書

上告人ら訴訟代理人

弁護士

小 島 延 夫



弁護士

千 葉 恒



弁護士

呉 東 正 彦



弁護士

浅 岡 美 恵



弁護士

半 田 虎 生



弁護士

永 井 久 楽 太



(目次)

第1点 憲法第13条・第22条・第25条・第29条違反（法第13条・第22条・第25条・第29条により保障された権利が、本件確定通知処分によって可能となる本件発電所からの二酸化炭素の排出によって深刻に侵害されること）	4
1 気候危機による人権侵害～生命と財産への重大かつ深刻な危機が迫っていること	4
2 本件新設発電所から排出される二酸化炭素が気候危機をさらに深刻化させること	6
(1) 二酸化炭素を人為的に排出して地球温暖化し大気質に影響を及ぼし、気候変動を起こすという環境破壊の特質	6
(2) 気候の安定化のためには、人為的な二酸化炭素排出を正味ゼロとすることが必要であり、そのための残余カーボンバジェットを踏まえるべきこと	7
(3) 今後のいかなる二酸化炭素排出も、地球温暖化に寄与すること	8
(4) 本件新設発電所による排出量が莫大なものであること	9
3 気候危機によって、上告人らの生命と財産への重大かつ深刻な危機が迫っており、電気事業法46条の17第2項に基づく本件確定通知の取り消しをしないことによって、上告人らのその危機が増大すること	9
(1) 上告人らの生命と財産への重大かつ深刻な危機が迫っていること	10
(2) 電気事業法46条の17第2項に基づく本件確定通知の取り消しをしないことによって、上告人らの危機が増大すること	10
4 本件新設発電所から排出される二酸化炭素による被害拡大はない、とする原判決の法令解釈には重大な誤りがあること	11
(1) 「単年度の」排出のみ影響を考慮しようとする誤り	11
(2) 「単体から」だけの排出を問題としている点の誤り	13
(3) 「火力発電所が排出する二酸化炭素それ自体が直接的に環境影響を生じさせるものではない」という点の誤り	14
5 憲法によって保障される権利が侵害されること	15

第2点 憲法32条違反（二酸化炭素に起因する地球温暖化の進行によって生ずる被害について、上告人らに原告適格はないという判断は憲法32条違反であること）	18
1 憲法32条違反	18
2 生命・身体・健康、財産、居住、生業を営む権利という、憲法上保障されている権利が重大かつ深刻に侵害される以上、原告適格が認められるべきで、それを認めないことは憲法32条違反であること	18
（1）上告人らの生命と財産（生業含む）への重大かつ深刻な危機が本件確定通知によって増大すること	18
（2）原判決の論理の誤り	18
（3）まとめ	19
第3点 憲法13条、憲法31条違反 適正な手続きなく、生命・財産が奪われようとしていること（環境アセスメントの手続き違反）	21
最後に	22

第1点 憲法第13条・第22条・第25条・第29条違反（法第13条・第22条・第25条・第29条により保障された権利が、本件確定通知処分によって可能となる本件発電所からの二酸化炭素の排出によって深刻に侵害されること）

1 気候危機による人権侵害～生命と財産への重大かつ深刻な危機が迫っていること

気候危機による人権侵害は既に現実化している。世界全体の平均気温はすでに1.1℃上昇し、極端な暑さや豪雨がもたらされている。世界各地で気象災害が日常化し、人々の生命・健康、生活環境及び産業にも甚大な被害が生じている。居住地が侵食され、気候変動により移住を余儀なくされている人々も多数存在する。

国連のグテーレス事務総長は、2023年7月、「地球沸騰の時代が到来した」とし、2023年9月、「私たちの気候は地球のあらゆる場所で起きている異常気象に私たちが対応できる速度を超えて崩壊しつつある」と「気候が崩壊する」という衝撃的な警告をした。

特に近年の夏は、世界中の誰もが気候が異常な状況にあることを認めざるを得ない暑さとなっている。2022年夏にはヨーロッパにおける熱関連死亡者の数が6万1000人を超えた（甲325）。WMO（世界気象機関）は、2023年の世界の平均気温は産業革命の前に比べて1.45℃上昇し観測史上最も高くなった、と発表している。

日本でも、災害級の猛暑による熱中症での救急搬送者や死亡者が急増している。2023年の6月から8月を通して、日本の平均気温は1898年以降、夏の気温としては最も高くなった。熱中症警戒アラートの発令回数も、2023年は過去最多の1232回に及んだ。同年5月から9月までに91,467人が熱中症により救急搬送されたが、この数字は2018年の95,137人に次ぐ二番目の多さである。

また、線状降水帯による豪雨災害が各地で頻発するようになり、台風の巨大化による被害も激甚化している。河川の氾濫や崖崩れ等によって、多くの人々の生

命、住居や生活基盤に甚大な被害がもたらされている。

さらに、気候変動は、農業、漁業など様々な産業にも甚大な影響を及ぼしている¹。

2021年8月に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）（AR6・WG1）（甲313）は、地球温暖化は人間活動に起因し、大気、海洋、雪氷圏及び生態圏に広範囲かつ急速な変化をもたらしていると断定した。2022年2月の同第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）は、気温上昇が1.5℃を超えると生態系が回復不能なほどに失われ、手遅れにならないためには今後10年の取組が重要であるとした。同年4月の同第3作業部会報告書（気候変動の緩和）は、既存及び計画中の火力発電所等からの二酸化炭素排出量は、気温上昇を1.5℃に抑えるための総排出量を上回るとし、2020年代末までに対策を強化しなければ今世紀末までに3.2℃の気温上昇をもたらすと警告した。

このように、気候危機による私たちの生命、健康、生活そのものに及ぼす深刻な影響は、決して将来の不確実な事象ではなく、既に生じている人権侵害である。直ちに適切な対策をとらなければ確実にその影響は激化する。

現在世代がその脅威に直接さらされることはもちろん、現在世代が今行わなければならない対策を怠れば、将来世代に対して、生存の危機に至る甚大な被害を負わせることになってしまう。日本でも、2020年11月、衆議院及び参議院で、もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っているとの認識を世界と共有するとして気候非常事態が宣言された。

この気候危機により、現在及び将来世代の生存基盤が脅かされ、生命・健康及び財産に対する権利、居住・社会経済生活及び文化的生活を営む権利（憲法第13条・第22条・第25条・第29条、環境基本法第3条、世界人権宣言前文、

¹ 日本の漁業は深刻な打撃を受けている。第一審の原告準備書面6（2）に詳述している通り、日本のイカ漁獲高は1990年代の5%前後、磯焼けによってアワビ漁は著しく減少し、ノリの養殖も壊滅的状況となるなど、日本の漁業は、多くの分野で壊滅的被害を受けている。

同宣言第3条、自由権規約第6条)等への侵害の危険が現実化している。今や気候危機は、将来世代を含む重大な人権問題である。

2 本件新設発電所から排出される二酸化炭素が気候危機をさらに深刻化させること

(1) 二酸化炭素を人為的に排出して地球温暖化し大気質に影響を及ぼし、気候変動を起こすという環境破壊の特質

本件で問題となっている二酸化炭素の排出は、大気質に影響を及ぼし、気候変動を引き起こす。二酸化炭素は一旦排出されると非常に長い期間にわたって大気中に残る。

「人為起源の二酸化炭素については、一旦排出されると非常に長い期間にわたって大気・海洋・生態系を循環しつつ、炭素の総量はほとんど減少せず、一定部分が大気中に残り、放射強制力が持続する。」(IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告・政策決定者向け要約(甲365)28頁・訳注M)

この点は、有害物質を排出することによる大気汚染とは全く異なっている。多くの大気汚染や水質汚濁は、地球規模で汚染が生じているわけではなく、局所的に生じ、汚染源の汚染状態が一番ひどく(濃度が高く)、そこから離れていくにしたがって、有害物質は希釈・拡散していき、全地球規模での濃度は影響を無視できるほどに希薄となり、環境影響は無視できるレベルまで下がっていくという特質を有するからである。

また、大気中の人為起源の二酸化炭素が引き起こす環境影響は非常に長期間にわたる。IPCC第5次報告書は次のように述べている。

「二酸化炭素の排出に起因する人為的な気候変動の大部分は、大気中から二酸化炭素の正味での除去を大規模に継続して行う場合を除いて、数百年から千年規模の時間スケールで不可逆である。人為的な二酸化炭素の正味の排出が完全に停止した後も、数世紀にもわたって、地上気温は

高いレベルでほぼ一定のままとどまる」（IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告政策決定者向け要約（甲365）26頁）

つまり、大気中の人為起源の二酸化炭素が引き起こす環境影響は、不可逆的かつ永続的で、人為的な二酸化炭素の正味の排出（二酸化炭素排出量から二酸化炭素吸収量を差し引いた実質的な排出量のこと）が完全に停止した後も、地上気温は高いレベルで数世紀にわたって続く。

その上、人為的な二酸化炭素の正味の排出が完全に停止した後も、「海洋の表面から深層への熱輸送の時間スケールが長いため、海洋の温暖化は何世紀にわたって続（き）」、「熱膨張に起因する海面水位上昇は何世紀にわたって継続（する）」（IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告・政策決定者向け要約（甲365）26頁）。

「世界平均地上気温の安定化は、気候システムの全ての側面での安定化を意味していない。生物群の移行、土壌炭素、氷床、海洋の温度及び関連する海面水位上昇は、全て独自の内因的な長期の時間スケールを有しており、世界地上気温が安定した後、数百年から数千年にわたり継続する変化をもたらす」（IPCC第5次評価報告書統合報告書・政策決定者向け要約（甲11）16頁）

海洋気温の上昇は、漁業をさらに崩壊させていく上、水蒸気量の増加をもたらすので、豪雨災害の増加などの被害を、引き続き増加させていくことになる。大気中の二酸化炭素濃度が安定した後も、地球温暖化による被害は引き続き悪化するのである。

大気中の二酸化炭素濃度が高くなり、すでに危機が生じている中、二酸化炭素を排出することは、大気中の二酸化炭素濃度を確実に上昇させ、地上気温を確実に上昇させ、海洋の温暖化を確実に進め、気候変動を確実に進行させ、人々の命と暮らしにより深刻な被害をもたらすことになる。

（2）気候の安定化のためには、人為的な二酸化炭素排出を正味ゼロとすることが

必要であり、そのための残余カーボンバジェットを踏まえるべきこと

I P C C 第 5 次 評 価 報 告 書 第 1 作 業 部 会 は、2 0 1 4 年 に、「二酸化炭素の累積総排出量と世界平均地上気温の応答は、ほぼ比例関係にあ（る）」とした。I P C C は、「人為的な二酸化炭素排出のみによる温暖化を、ある確率で 1861～1880年の平均から 2℃未満に抑えるには、同期間以降の全ての人為的発生源からの二酸化炭素の累積排出量を以下の範囲に制限する必要がある」、つまりできるだけ早い時点において人為的な二酸化炭素排出を正味ゼロとすることが必要であることを明らかにした（甲 3 6 5）。

工業化以前からの気温上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃にも努力することを目的としたパリ協定（2015年）はこのことを踏まえたものである。

さらに、2018年に公表された I P C C 1.5℃特別報告書（甲 1 3）は、「地球温暖化を抑えるには工業化以前からの世界全体の人為起源の二酸化炭素の累積排出量、すなわち一定の総カーボンバジェットの範囲内にとどめることが必要である（確信度が高い）。・・・50%の確率で1.5℃に昇温を抑える場合の残余のカーボンバジェットが680ギガトンとなり、66%の確率では420ギガトンとなる（確信度が中程度）」とした。

こうした報告を受け、世界で2050年ネットゼロ宣言が広がった。日本でも2020年10月に2050年カーボンニュートラル宣言が出され、2021年5月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律第2条の2（基本理念）において、2050年までの脱炭素社会の実現を旨として地球温暖化対策を推進することが明記された。

（3）今後のいかなる二酸化炭素排出も、地球温暖化に寄与すること

I P C C 第 6 次 評 価 報 告 書 第 1 作 業 部 会 も、1.5℃特別報告以後の残余カーボンバジェットの減少に言及し、その上で、「人為起源の二酸化炭素の累積排出量とそれらが引き起こす地球温暖化との間にほぼ線形の（比例的な）関係がある」ことを確信度が高いものとして確認し、「今後のいかなる二酸化炭素排出も、地球温暖化に寄与する（Every tonne of CO₂ emissions adds to

global warming)』との表題をつけた (AR 6 WG 1 図SPM 10)

(甲313)。

今後のいかなる二酸化炭素排出も温暖化に寄与する。これは世界の科学者の共通認識となっている。

だからこそ、大気中の二酸化炭素濃度をさらに上げないようにすること、すなわち、実質カーボンゼロ (二酸化炭素排出量を賞味ゼロとすること) の早急な達成が必要となる。

(4) 本件新設発電所による排出量が莫大なものであること

本件新設発電所による二酸化炭素の排出量は次のとおり莫大なものであり、地球温暖化にもたらす影響を無視することは到底できない。

すなわち、本件新設発電所の1年当たり726万トン、世界全体の排出量(2015年)の約5000分の1、日本全体の排出量(2016年度)の約0.64%という二酸化炭素の排出量は、それ自体、すでに莫大な量である。

これは、1日だけで約2万トンとなるが、体積にすると1日で1020万立方メートルとなる。立方体にすると一つの辺が217メートルとなる。東京ドームの8個分強の体積となる。東京高等裁判所の敷地が170m×200m、裁判所の高さが60m。地上20階建ての高さで、内堀通りから財務省、農林水産省のあたりまでがすべて覆い尽くされる。1日でそれだけの二酸化炭素が排出される。

この排出量は、世界各国の76番目から78番目に相当するもので、ラトビア、キプロス、北マケドニアなどとほぼ同じであり、100以上の国が国全体で見ても本件新設発電所より少ない二酸化炭素しか排出していない。世界的にみても、これだけの量の二酸化炭素を出す施設は1000を超えないと思われる。これを無視することが出来る排出とは到底言えない。

- 3 気候危機によって、上告人らの生命と財産への重大かつ深刻な危機が迫っており、電気事業法46条の17第2項に基づく本件確定通知の取り消しをしないこ

とによって、上告人らのその危機が増大すること

(1) 上告人らの生命と財産への重大かつ深刻な危機が迫っていること

上告人らは、地球温暖化の進行に伴う気温上昇や気象災害等により重要な生業手段が失われ、生命身体財産を侵害されるリスクが特に高い者らである。

すなわち、

- ① 上告人らのうち、第一審原告ら準備書面3・別紙「原告適格一覧表」(以下「原告適格一覧表」)(別紙添付)という。)のD-1欄に○をつけた者らは、自治体の策定公表する土砂災害ハザードマップ、危険区域等表示サイト、高潮浸水想定区域図等において、水害・土砂災害などの被害を受けるリスクがあるとされる地域に居住または働いている者
- ② 上告人らのうち、原告適格一覧表のD-2欄に○をつけた者らは、提訴時に55歳以上又は15歳以下であり、熱中症を発症し、生命健康を害するリスクが高い者
- ③ 上告人らのうち、原告適格一覧表のD-3欄に○をつけた者らは、水産資源を重要な生業手段としており、海洋生態系の変化等による生業手段の喪失のリスクがある者

であり、上告人らはいずれも地球温暖化が進行することで、その生命と財産(生業手段)への重大かつ深刻な危機が迫っている者たちである。

(2) 電気事業法46条の17第2項に基づく本件確定通知の取り消しをしないこと
によって、上告人らの危機が増大すること

電気事業法(以下「電事法」という。)46条の17第2項に基づく確定通知は、この確定通知がなければ、火力発電所は工事開始も操業もできないという法的効果を有している。

すなわち、

第一に、火力発電所は、電事法48条1項の届出がなされないと、工事開始も操業もできないが、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)は、電事法48条1項の届出の際に提出すべき工事計画書には、「法第46条

の17第2項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置」を記載すべきとし（同規則66条1項、同条3項、別表第3）、「法第46条の17第2項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書」（同規則66条2項、別表第3）を添えなければならないとしており、確定通知を受けた評価書の存在を前提として作成される書類の提出がなければ、届出自体が適式なものとはならず、効力を有しない。その場合、届出を出しても、届出がなされた状態とならないので、電事法48条2項によって、火力発電所は工事開始も操業もできないことになる。

第二に、電事法は、確定通知がなされないと、評価書の公告及び縦覧ができないと定めている（電事法46条の19、環境影響評価法27条）。そして、環境影響評価法31条は、「事業者は、第27条の規定による公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」と定めている（電事法46条の23は、環境影響評価法31条の適用を排除していない）。よって、環境影響評価法31条によっても、確定通知がなければ、事業者は対象事業の実施ができないこととなる。

以上のとおり、電事法46条の17第2項に基づく確定通知は、火力発電所の操業を可能とする法的効果を有している。したがって、確定通知がなされることによって、莫大な量の二酸化炭素の排出が法的に可能となり、上告人らの生命と財産（生業手段）への重大かつ深刻な危機が増大するのである。

4 本件新設発電所から排出される二酸化炭素による被害拡大はない、とする原判決の法令解釈には重大な誤りがあること

(1) 「単年度の」排出のみ影響を考慮しようとする誤り

原判決は、その20頁の最後の2行から21頁の冒頭において、「確かに、気候変動により日本を含む世界各地における気象災害や海洋の状況の変化等が生じ、人々にさまざまな被害をもたらしていることが深刻かつ重大な事態であることは言を俟たない。」と認めている。

ところが、同判決の21頁において「本件新設発電所稼働時の二酸化炭素の年間排出量（約726万tCO₂/年）は、世界全体の2015年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量の約5000分の1、日本全体の2016年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量の約0.64%とされるにとどまっているところ、火力発電所が排出する二酸化炭素それ自体が直接的に環境影響を生じさせるものではなく、他の原因によって排出された二酸化炭素と相まって地球規模で気候変動を進行させ、これに起因する自然災害によって種々の被害をもたらすものであることからすると、本件新設発電所単体から排出される二酸化炭素により、地球規模で進行する温暖化に伴う災害等による被害の規模ないし頻度が有意に増大するものとは認め難い」としている。

しかし、この引用部分は、原裁判所が地球温暖化のメカニズムをまったく理解していないことを示している。前述したとおり、本件新設発電所からの二酸化炭素排出による環境破壊は、大気中の二酸化炭素濃度がすでに相当増加し地球規模の温暖化が進み、気候変動が生じさせている状態で生じている。その条件下で二酸化炭素を排出することは、上述のIPCCの第6次評価報告書が「今後のいかなる二酸化炭素排出も地球温暖化に寄与する」と指摘するように、気候変動をさらに進行させ重大な環境影響を生じさせるのである。

原判決は、本件新設発電所稼働時の二酸化炭素の年間排出量がその年の世界または日本の二酸化炭素排出量に占める割合を問題とし、単年度のみ二酸化炭素排出によって気候変動が生じるという前提で議論している点で根本的に誤っている。

本件では、すでに「地球沸騰」、「気候崩壊」と言われるように、大気中に大量の二酸化炭素が蓄積し、その濃度が高くなっている状況のもとで、1年当たり726万トン、1日当たり2万トンという莫大な量の二酸化炭素を排出する行為が問われているのである。ここでは、こうした蓄積がされている中で、さらに二酸化炭素を追加する行為が問題とされているのである。

こうした状況のなかで莫大な量の二酸化炭素を排出することは気候変動をさ

らに進行させ重大な環境影響を生じさせることになる。それによる気温の上昇は、上告人らが受ける被害のリスクを確実に高める。

原判決は、こうした過去の二酸化炭素の蓄積した状況のもとで、二酸化炭素を追加的に排出し、その濃度をさらに高めようとしている行為がなされようとしているのだということを見過している点で、判断を誤っている。

(2) 「単体から」だけの排出を問題としている点の誤り

原判決は、現実の環境の状況を見過して、「本件新設発電所単体から排出される二酸化炭素」を問題としている点でも重大な誤りがある。

環境アセスメントという制度は、現実にもどのような影響が発生するかをあらかじめ調査・予測・評価するものである。事業単体の影響だけでは、現実にも発生する影響はわからない。現在の環境の状況を踏まえ、かつ、当該事業以外の事業活動がどのような環境影響を及ぼすかを踏まえて、はじめて、現実にもどのような影響が発生するかが判明するのである。

だからこそ、現在の環境の状況の調査が不可欠であるし、当該事業以外の事業活動がどのような環境影響を及ぼすかの調査・予測が不可欠なのである。

実際、環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成9年12月12日環境庁告示第87号）（平成26年6月27日環境省告示第83号による改正後のもの）（以下「基本的事項告示」という。）においても、計画段階配慮の段階から、現況調査は不可欠とされているし、当該事業以外の事業活動によってもたらされる環境影響を前提に予測をおこなうことが要求されている。この点は、基本的事項告示（第四・五・(2)）では以下のように明確に規定されている。

「カ 将来の環境の状態の設定のあり方

環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（将来の環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。）を明らかにできるように整理し、これを勘案して行うものとする。・・・」

発電所アセス省令25条4項でも、同様の定めがなされている。

「予測の手法の選定に当たっては、特定対象事業以外の事業活動その他の活動その他の第四条に規定する地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。」

温室効果ガスの排出がもたらす気候変動についての予測においても、これらの規定に従って、他者による排出によってもたらされるであろう環境の状態を勘案したうえで、本件新設発電所の排出がどのような環境影響をもたらすのかについて検討することが不可欠になる。原判決のように、「本件新設発電所単体から排出される二酸化炭素」と、「単体から」だけの排出を問題とするのは、環境影響評価制度の趣旨を全く理解していないと言うほかない。

世界及び日本において、どのような量の二酸化炭素が一年に排出されているのかは容易に認識でき、また、操業開始後どのようなになるのかも推測が可能である。そうである以上、そのなかで累積排出量を増加させることによる影響も、当然考慮に入れなければならない。

(3) 「火力発電所が排出する二酸化炭素それ自体が直接的に環境影響を生じさせるものではない」という点の誤り

原判決は、「火力発電所が排出する二酸化炭素それ自体が直接的に環境影響を生じさせるものではなく」として、二酸化炭素によって直接に被害を受けるのかどうかを問題としている。

しかし、環境破壊による人の命や財産・生活などへの被害には、排出された物質そのものによって被害を受ける場合と、その排出されたものによって作り出された状況によって被害が生じる場合がある。

排出されたものによって作り出された状況によって被害が生じる例の一つとして、例えば、2018年7月3日に静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災

害をあげることができる。盛り土に使用される土は、有害物質を含まない限り、その土の排出そのものによって健康被害を生じさせることはない。盛り土をするという行為も、土砂災害や洪水の危険を増加させることはあっても、盛り土行為そのものが被害を生じさせるわけではない。しかし、記録的な大雨などの豪雨がある場合には、大災害を発生させることになる。

以上のとおり、問題は、物質の排出行為そのものによって生じたか、他の原因なくして単体で生じるか、ではない。2018年7月3日に静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災害の場合でいえば、盛り土行為と結果（災害）の間に因果関係があるかどうかの問題である。

本件の場合に照らしてみると、今日、人為的な温室効果ガス（二酸化炭素等）排出によって気温上昇が起きていることは、2014年までに公表された、第5次評価報告書（AR5）（甲11）で明らかとなっている。その後、二酸化炭素濃度がさらに上昇し、気候変動による被害も甚大なものとなっている。

こうした中で、大気中にさらなる二酸化炭素を排出することは、すでに蓄積された大気中の二酸化炭素、同時期に排出される二酸化炭素と相まって、被害を引き起こす。たとえ当該排出が、他の排出と相まって深刻な環境影響、被害を引き起こすものであっても、環境影響評価においてそれを無視することが許されるはずはない。

5 憲法によって保障される権利が侵害されること

上告人らは、憲法第13条及び25条によって生命・健康に対する権利を保障され、同法29条によって財産に対する権利、同法22条によって居住に対する権利及び生業などの経済生活を営む権利を保障され、さらに、憲法第13条及び25条によって平穏な社会生活及び文化的生活を営む権利を保障されている。

しかし、本書面の前記「3（1）」でみた通り、本件新設発電所から排出される二酸化炭素によって深刻化する気候危機によって、以下の上告人らは、それら

の生命、健康、財産、居住に対する権利、経済生活を営む権利、平穏な社会的生
活及び文化的生活を営む権利を侵害される。

- ① 上告人らのうち、第一審原告ら準備書面3・別紙「原告適格一覧表」
(以下「原告適格一覧表」)(別紙添付)という。)のD-1欄に○をつ
けた者らは、自治体の策定公表する土砂災害ハザードマップ、危険区域
等表示サイト、高潮浸水想定区域図等において、水害・土砂災害などの
被害を受けるリスクがあるとされる地域に居住または働いている者であ
るが、これらの者は、本件新設発電所から排出される二酸化炭素によっ
て深刻化する気候危機によって高まる豪雨災害による、土砂崩れ、洪水
の結果、憲法第13条及び25条によって保障されている生命・身体に
対する権利、同法29条によって保障される財産に対する権利、同法2
2条によって保障される居住に対する権利を侵害されるおそれがある。
- ② 上告人らのうち、原告適格一覧表のD-2欄に○をつけた者らは、提訴時
に55歳以上又は15歳以下であり、熱中症を発症し、生命健康を害す
るリスクが高い者であるので、本件新設発電所から排出される二酸化炭
素によって深刻化する気候危機によって高まる熱中症被害の結果、憲法
第13条及び25条によって保障されている生命・身体に対する権利を
侵害されるおそれがある。
- ③ 上告人らのうち、原告適格一覧表のD-3欄に○をつけた者らは、水産資
源を重要な生業手段としており、海洋生態系の変化等による生業手段の
喪失のリスクがある者であり、本件新設発電所から排出される二酸化炭
素によって深刻化する気候危機による漁業資源への深刻な影響の結果、
同法22条によって保障される漁業・海中観光業といった生業などの経
済生活を営む権利を侵害されるおそれがある。

上告人らは、気候変動が続く限りこれらの基本的人権を侵害されるリスクにさ
らされ続ける。それだけでなく、上告人らは、本件新設発電所がもたらすさらな
る温暖化と気候変動によって、より大きなリスクにさらされることになる。とこ

ろが、国は、本件確定通知を発するに際して、本件発電所の新設が温室効果ガスの累積排出量をさらに増大させ、気候変動をさらに激化させることを何ら勘案せず、気温上昇を一定の範囲内に抑制するための措置が講じられているか否かについても何ら検討しなかった。わが国は、温室効果ガスの排出削減を実現するためのパリ協定を批准しているが、本件確定通知を発するに際し、国は、さらなる石炭火力発電所の新設がパリ協定の目標の達成にいかなる支障を及ぼすのか、国際社会における協調にいかなる悪影響を及ぼすのか、についても何ら検討しなかった。さらに、国は、上告人らがさらされているリスクについても全く考慮することなく、リスクから保護する措置について検討することもなく、ただ漫然と本件確定通知を発し、本件新設発電所の建設・稼働を容認した。

本件確定通知は、国が生命・健康・財産などの基本的人権を保護する義務を放棄するに等しく、上告人らの基本的人権を重大な危機にさらすものである。こうした本件確定通知は、上述した上告人らの基本的人権を侵害するものであって、違憲である。

第2点 憲法32条違反（二酸化炭素に起因する地球温暖化の進行によって生ずる被害について、上告人らに原告適格はないという判断は憲法32条違反であること）

1 憲法32条違反

本件訴訟は、すでに「地球沸騰」、「気候崩壊」と言われるように、大気中に大量の二酸化炭素が蓄積し、その濃度が高くなっている状況のもとで、本件確定通知によって是認される、本件新設発電所からの二酸化炭素の排出によって、上告人らの、生命・身体・健康、財産、居住、生業を営む権利という、憲法上保障されている権利の被害発生が危機が増大するという状況について、上告人らが自ら原告として訴訟を提起したものである。かかる訴訟の提起は、憲法32条の裁判を受ける権利として保障されたものである。

しかるに、原判決は、上告人らの「二酸化炭素に起因する地球温暖化の進行によって生ずる被害を受けないという利益」について原告適格を認めることはできないとしており、この判断は憲法32条に違反するものである。

2 生命・身体・健康、財産、居住、生業を営む権利という、憲法上保障されている権利が重大かつ深刻に侵害される以上、原告適格が認められるべきで、それを認めないことは憲法32条違反であること

(1) 上告人らの生命と財産（生業含む）への重大かつ深刻な危機が本件確定通知によって増大すること

上記「第1」「3」でみたように、気候危機によって、上告人らの生命と財産（生業含む）への重大かつ深刻な危機が迫っている状況のもとで、電気事業法46条の17第2項に基づく本件確定通知の取り消しをしないことによって、本件新設発電所からの二酸化炭素の排出が可能となり、上告人らはさらに重大な危機にさらされる。

(2) 原判決の論理の誤り

原判決は、その点、前述の通り、上告人らの生命と財産（生業含む）への重

大かつ深刻な危機は増大しないかのように判断している。

しかし、原判決のこの論理は、「本件新設発電所単体から排出される二酸化炭素」と、①それまでの大気中の二酸化炭素濃度の蓄積という、現実の客観的な環境状況を見捨て、②また、同年度に排出される他の石炭火力発電所などからの二酸化炭素による重畳的影響という現実が発生する影響を考慮することなく、「単体から」の「現時点」だけの排出を問題としている点で、重大な誤りがあることは、前述のとおりである。

また、原判決は、以上の判断の過程において、「火力発電所が排出する二酸化炭素それ自体が直接的に環境影響を生じさせるものではなく」として、二酸化炭素によって被害を受けるのかどうかを問題ともしているようであるが、その点についても重大な誤りがあることは、前述のとおりである。

そもそも、すでに見た通り、今後のいかなる二酸化炭素排出も温暖化に寄与するということは、世界の科学者の共通認識となっている。

また、本件新設発電所の排出する二酸化炭素の量は、1施設としてみれば、世界的にも1000ほどしかないという大規模なものであり、この排出が正当化されるのならば、世界全体での二酸化炭素排出量ゼロの実現など到底できないことになってしまう。原判決のこの点の認識は重大な誤りである。

(3) まとめ

前述のとおり、本件確定通知によって本件新設発電所の建設と稼働が許容されることによって、上告人らの生命・健康・財産などの基本的人権が侵害される危機はさらに高まる。しかも、危機は日々深刻さを増し続け、上告人らがこうした危機から逃れる術はない。

本件では、気候危機によって、上告人らの生命と財産（生業含む）への重大かつ深刻な危機が迫っている状況のもとで、電気事業法46条の17第2項に基づく本件確定通知の取り消しをしないことによって、本件新設発電所からの二酸化炭素の排出が可能となり、生命・身体・健康、財産、居住、生業を営む権利という、憲法上保障されている権利が重大かつ深刻に侵害される。こうし

たなかで漫然と発せられた本件確定通知に対し、上告人らが司法にその取り消しを求めることは、憲法32条の裁判を受ける権利によって保障されている。

それにもかかわらず、本件訴訟において原告適格を認めないことは、憲法32条によって保障される裁判を受ける権利を侵害している。

第3点 憲法13条、憲法31条違反 適正な手続きなく、生命・財産が奪われようとしていること（環境アセスメントの手続き違反）

原判決は、その20頁の最後の2行から21頁の冒頭において、「確かに、気候変動により日本を含む世界各地における気象災害や海洋の状況の変化等が生じ、人々にさまざまな被害をもたらしていることが深刻かつ重大な事態であることは言を俟たない。」と判示した。

そうした「深刻かつ重大な事態」をより悪化させる可能性がある事業である以上、適切に環境影響評価を行う必要がある。それをしないことは、上告人らの生命・身体・健康、財産、居住、生業を営む権利という、憲法上保障されている権利について、なんらの手続的保障もないまま侵害をするものであって、憲法13条及び憲法31条の適正手続の保障にも反する。

本件では、① 本件新設発電所（本件で計画されている石炭火力発電所のことをいう。以下同じ）から排出される二酸化炭素による地球温暖化の影響を計画段階配慮事項に選定しない（可能性があるのに、なぜ調査対象にすらしめないのか）、② 環境影響評価の「核心」であるはずの複数案検討もしない、③ 明らかに過去15年の状態より悪化するのに、環境影響評価手続を簡略化し、温排水などの影響も調査しない、という極めて明白な手続の違反がある。しかも、これら問題点は、アセスの手続のなかで地方自治体、住民らから指摘され、適正に手続をおこなうことが求められていた。

ここでは、環境保全措置が十分かどうかの問題になっているのではなく、環境影響評価においておこなうべき調査をまったく行わなかったことが問題になっているのである。「深刻かつ重大な事態」をより悪化させる可能性があるのに、検討項目にもせず、調査すらもしなかったにもかかわらず「適正手続を履行した」といえるか、という問題である。

このように、適正な手続きなく、生命・財産が奪われようとしていることは、憲法13条、憲法31条違反である。

最後に

地球温暖化による気候危機が現実化し、上告人ら多くの人々の生命と財産・生業への重大かつ深刻な危機が迫っている。それを止めるためには、大気中の二酸化炭素濃度の安定化、そして減少が必要である。そのために世界はいま、必死になって二酸化炭素排出量を減らし、早急に二酸化炭素排出量を正味ゼロにしようとしている。

その中で、他にも多くの選択肢がある発電部門において、新たに、大量の二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の操業を認めるのか。本件ではその点が問われている。

世界のさまざまなところで生活する人々の暮らしに深刻な影響を与え、食料や水、さらには、命や健康までも奪っていく、そうした可能性を確実に高める大量の二酸化炭素を排出する事業について、日本の裁判所は、まったく適正な環境影響評価もしていない、その操業を許容するのか。

2022年の1年だけで、ヨーロッパでは、6万1000人を超える人々が熱関連死で死亡し（甲325）、パキスタンでは、日本の本州以上の面積が洪水で水没して、3000万人が避難し、1500人に近い人々が死亡した（甲288、甲289、甲290、甲291）。2023年は、歴史上最も暑い1年となり、日本でも漁業・農業に多大な被害が発生し、91,467人が熱中症により救急搬送された。

三浦半島の相模湾側の横須賀市秋谷という地域で、60年以上漁業に従事してきた梶谷完行さん（原告番号46の上告受理申立人）は、第一審の判決直前の2023年9月、毎日新聞の取材に答えて、「相模湾ではかつて「海の森」である藻場が広がっていたが、10年ほど前からカジメやアラメなどの海藻がなくなる「磯焼け」が進み、数十年前は大きな収入源だった、アワビやサザエ、イセエビが今ではほとんど見つからない。」という。梶谷さんは、「海が枯れている」「海が元に戻ることはない。せめてこれ以上悪くならないよう、少しでも良くしていかないと」と、訴訟に加わることを決めたと語る。（甲308）

今、私たちは大きな岐路にいる。ここでこうした事業を漫然と認めるのか。必要な環境影響評価をほとんどしなくても、裁判所は気候危機をより悪化させ、人権侵害を拡大させる事業を認めるのか。

世界の最高裁判所において、国や行政に対してより厳しい排出抑制策を要求する判決が続いている。これは、気候変動が重大な人権侵害を引き起こしている、今後ますます重大な侵害が起きようとしている、という危機感が司法においても共有されていることを示している。そうしたなかで、主要な排出国である日本の最高裁判所が、石炭火力発電所の新設を許容するという、国際社会の努力を完全に無視する行政の判断に対していかなる判断を示すのか。世界は、日本の最高裁判所がこの裁判で下す判決に重大な関心を寄せている。

以 上